

日野市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する取扱要綱

令和8年7月7日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、日野市（以下「市」という。）と工事請負契約を締結している請負事業者（以下「受注者」という。）が、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付国総建第197号、国総建整第154号）等に基づき、施工中の工事に係る工事代金債権の譲渡を活用した融資制度である地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合において、日野市契約約款（工事）（以下「工事請負約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により受注者が保有する工事代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）を承諾することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市が融資制度に係る債権譲渡を承諾できる工事は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 請負金額（工事請負契約により市が支払うこととされる額をいう。ただし、第5条に規定する債権譲渡の承諾申請時までに契約変更により当該請負金額が変更となった場合は、変更後の請負金額をいう。以下同じ。）が1,000万円以上の市が発注する工事であること。
- (2) 工事の進捗率が工事全体の2分の1以上であること。
- (3) 第5条第1項に規定する債権譲渡の承諾申請時において、当該年度内に完了することが見込まれること。ただし、債務負担行為に係る工事又は翌年度に繰り越される工事については、残工期が1年未満であること。
- (4) 日野市契約事務規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）第30条第1項に規定する前金払（以下「前金払」という。）による工事であること。
- (5) 次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

ア 第5条第1項第1号の規定により提出する債権譲渡承諾依頼書の提出日から当該工事請負契約の履行期限までの期間が2週間に満たない場合

イ 受注者が工事請負約款第44条各号又は45条各号に該当するため、債権譲渡を承諾することが不適当であると市長が認めた場合

ウ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負約款第5条第1項ただし書が適用されない契約である場合

エ 履行保証が付されたもののうち、市が役務的保証を必要とする場合

オ その他受注者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を承諾することが不適当であると市長が認めた場合

(債権譲渡の対象となる工事代金債権の額)

第3条 債権譲渡の対象となる工事代金債権（以下「譲渡債権」という。）の額は、当該請負工事が完成した場合において、工事請負約款第31条第2項による検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相應する請負金額から既に支払を受けた前金払による支払金額（以下「前払金額」という。）、規則第30条第2項に規定する中間前金払による支払金額（以下「中間前払金額」という。）及び規則第31条に規定する部分払による支払金額（以下「部分払金額」という。）並びに工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負約款第53条第1項による既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた当該部分に相應する請負代金額から既に支払を受けた前払金額、中間前払金額及び部分払金額並びに工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 債権譲渡の承諾後に当該工事請負契約の内容に変更が生じ、契約変更が行われた場合における前項の請負金額は、当該契約変更により増額され、又は減額された後の請負金額とする。

(債権譲渡人及び債権譲受人の要件)

第4条 債権譲渡の承諾を申請する受注者（以下「債権譲渡人」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1) 資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の建設業者又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者（以下「中小・中堅元請建設業者」という。）で、債権譲渡の対象となる工事について、譲渡債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）から転貸融資を受けられること。ただし、建設共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、構成員全員が中小・中堅元請建設業者でなければならない。

(2) 次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項に規定する破産手続開始の申立てをした場合

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更正手続開始の申立てをした場合

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てをした場合

エ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項に規定する特別清算開始の申立てをした場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能となった場合

2 債権譲受人は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（同条第3号に規定する協同組合連合会を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として、適当であると認めた民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うものとする。

（債権譲渡の承諾申請）

第5条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾の申請（以下「承諾申請」という。）を行おうとする場合は、総務部総務課に事前協議を行った上で、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）3通
- (2) 締結済みの債権譲渡契約証書の写し1通
- (3) 発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑登録証明書各1通
- (4) 当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、使用印又は代理人印（以下「使用印等」という。）である場合又は当該契約の契約書を作成するにあたり、契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）の写し1通
- (5) 工事履行報告書（第2号様式）1通
- (6) 債務保証承諾書（根保証用）の写し1通
- (7) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、債権譲渡について保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、当該承諾を受けている旨を証するもの1通
- (8) 前号に規定する場合は、保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている条項を朱線等で明示した保険又は保証約款等の写し1通

2 前項各号に規定する書類は、当該工事請負契約の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して持参する方法により提出するものとし、郵送等による提出は認めない。ただし、共同して持参できない場合は、持参できない者の委任状（第3号様式）を提出することにより、単独で持参する方法により提出することができる。

（債権譲渡の承諾要件）

第6条 債権譲渡の承諾要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 承諾申請に係る工事が、第2条各号に掲げる要件を満たしていること。
- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人が、第4条に定める要件を満たしていること。
- (3) 次に掲げる要件の全てを満たす債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。
 - ア 正本1通、副本2通の計3通提出されていること。
 - イ 所定の様式を使用し、必要事項の全てが記載されていること。

ウ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額並びに債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が、工事請負契約書に記載されたものと一致していること。

エ 債権譲渡人の使用した印が、工事請負契約書に押されたもの又は受付票に押されたものと一致していること。ただし、工事請負契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認できること。

オ 債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び使用した印が、印鑑登録証明書に記載されたものと一致していること。

カ 支払済みの前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時点における債権譲渡額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

キ J V 案件の場合は、J V の名称、代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名並びに使用した印が、J V 協定書に記載され、又は押されたものと一致していること。

(4) 債権譲渡契約証書の写しについて、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 債権譲渡人及び債権譲受人の記載が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。

イ 債権譲渡人及び債権譲受人の印が、印鑑登録証明書と一致すること。

ウ 譲渡対象債権の内容が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。

エ J V 案件の場合は、J V の名称、代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名並びに使用した印が、J V 協定書に記載され、又は押されたものと一致していること。

(5) 発行日から 3 月以内の印鑑登録証明書（原本）のほか、前条第 1 項第 4 号に該当する場合は、受付票の写しが提出されていること。

(6) 工事履行報告書により確認できる当該工事の進捗率が、工事全体の 2 分の 1 以上であること。

(7) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすものが提出されていること。

ア 内容が、役務保証特約付きではない履行保証の内容であり、かつ、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

イ 市に提出済みの保険又は保証証券等及び保険又は保証約款等と記載内容が一致していること。

(8) 第三者から市に対し、債権譲渡承諾書依頼書に記載の事項に係る工事代金債権の譲渡通知が到着していないこと。

(債権譲渡の承諾手続)

第7条 市長は、承諾申請を受けたときは、第5条第1項の規定により提出された書類を審査し、前条各号に掲げる要件を全て満たしていると認めたときは、債権譲渡の承諾をするものとし、債権譲渡整理簿（第4号様式）に必要事項を記載する。

2 市長は、前項の規定により債権譲渡の承諾をするときは、債権譲渡承諾書（第5号様式）により通知する。

3 前項の規定による債権譲渡承諾書の通知は、第5条第1項に規定する書類の提出を受けた後、おおむね2週間以内に行うものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第8条 市長は、承諾申請を受けた場合において、当該承諾申請に係る工事が第6条各号に掲げる要件を満たしていないときは、債権譲渡の承諾をしないものとする。

2 市長は、前項の規定により債権譲渡の承諾をしないときは、債権譲渡不承諾通知書（第6号様式）により通知するものとする。

3 前項の規定による債権譲渡不承諾通知書の通知は、第5条第1項に規定する書類の提出を受けた後、おおむね2週間以内に行うものとする。

（出来高確認）

第9条 融資制度における債権譲渡契約の締結及び融資審査手続等を行うに当たり、譲り受ける工事請負代金債権の担保のために工事の出来高確認が必要となる場合は、債権譲受人が査定を行うものとする。

2 債権譲受人は、前項の出来高確認のため、工事現場への立入り等が必要である場合は、事前に工事出来高確認協力申出書（第7号様式）を持参し、又は郵送する方法により市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により工事現場への立入り等を求められたときは、工程に支障のない範囲内でこれを認めるものとする。

4 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、市から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

（融資実行の報告等）

第10条 債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、融資の実行後1週間以内に債権譲渡人及び債権譲受人連署の融資実行報告書（第8号様式）を持参し、又は郵送する方法により市長に提出するものとする。

2 債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを持参し、又は郵送する方法により市長に提出するものとする。

（契約変更の場合の取扱い）

第11条 債権譲渡人は、市が債権譲渡を承諾した後に契約変更により当該工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、譲渡債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に市に提出した契約変更承諾書の写しを提出するものとする。

2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（第9号様式）を持参し、又は郵送する方法により市長に提出するものとする。

（契約解除の場合の取扱い）

第12条 市長は、債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産その他の理由により契約が解除された場合、第3条第1項又は第2項の規定により算出した額を譲渡債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

2 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（第10号様式）を持参するものとする。この場合において、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成ができないときは、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

（請負金額等の請求）

第13条 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、工事代金額及び部分払金額（以下「請負金額等」という。）が確定した場合に限り、譲渡債権の金額の範囲内で市長に対し支払を請求することができる。

2 債権譲渡人は、債権譲渡承諾後は、市長に対し、請負金額等の請求をすることができない。

3 債権譲受人は、工事請負契約に基づき確定した請負金額等の支払を市に対し請求するときは、工事代金請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（指名選定等における留意事項）

第14条 市は、債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、競争入札における指名選定等において不利益な取扱いをしてはならない。

（債権譲渡承諾事務の分掌）

第15条 債権譲渡の承諾に関する事務は、総務部総務課において行う。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、債権譲渡の承諾及び支払に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和8年7月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承諾した債権譲渡に係る規定については、この要綱の失効後も、なお効力を有する。